

## 1) 事前協議書提出時に必要な書類一覧

- (1) 事前協議書（第1号様式）
- (2) 計画地の付近の見取図
- (3) 計画地付近の土地の利用状況を示す書類（最近の住宅地図の写しなど、現状が分かるもの）
- (4) 主要な道路からの搬入及び搬出の経路図
- (5) 計画地における対象処理施設及びこれに附帯する設備の配置図（予定のレイアウト等）
- (6) 対象処理施設及びこれに附属する建築物、その他構造物の概要を示す書類
- (7) 対象処理施設に係る処理工程図  
及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のための措置を示す書類  
（環境対策として、想定している措置が分かるもの等）
- (8) 対象処理施設の処理能力を明らかにする計算書
- (9) 事業計画者が計画地又は当該計画地における建築物その他の構造物の所有権を有していない  
場合には、当該計画地又は当該建築物その他の構造物の所有者に対して当該計画地における  
対象処理施設の設置に関して説明を行った旨を証する書類  
（経過報告書など、所有者へ説明した事の経緯等が分かるもの）
- (10) 市長が必要と認める書類

## 2) 事業計画書提出時に必要な書類一覧

- (1) 事業計画書（第4号様式）〔1面、2面〕
- (2) 説明会報告書（第3号様式）、意見書及び見解書
- (3) 計画地の付近の見取図
- (4) 計画地付近の土地の利用状況を示す書類
- (5) 主要な道路からの搬入及び搬出の経路図
- (6) 計画地における対象処理施設及びこれに附帯する設備の配置図
- (7) 対象処理施設及びこれに附属する建築物その他の構造物の概要を示す書類
- (8) 対象処理施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のための措置を示す書類
- (9) 対象処理施設の処理能力を明らかにする計算書
- (10) 対象処理施設及びこれに附帯する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (11) 産業廃棄物の処分の用に供する施設（最終処分場を除く。）にあつては、当該処分によって生じる産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- (12) 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (13) 条例第23条の7第1項第3号に掲げる施設にあつては、法第15条第3項に規定する書類
- (14) 計画地に係る土地登記事項証明書及び地籍図（公図）
- (15) 計画地において建築物その他の構造物がある場合には、当該建築物その他の構造物の建物登記事項証明書
- (16) 事業計画者が、計画地又は前号の建築物その他の構造物の所有権を有していない場合には、当該計画地又は当該建築物その他の構造物を使用する権原を有することを証する書類
- (17) 対象処理施設に係る適正な維持管理が行われることを示す書類並びに保守点検箇所及び点検頻度を示す書類
- (18) 市長が必要と認める書類